

議案第 1 0 2 号

新座市立公民館条例の一部を改正する条例

新座市立公民館条例（昭和 5 1 年新座市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改		正			後	
別表（第 8 条、第 1 5 条関係）						
施設名		使用料（単位 円）				
		午前 （午前 9 時 ～正午）	午後 1 （午後 1 時 ～午後 3 時）	午後 2 （午後 3 時 3 0 分～午 後 5 時 3 0 分）	夜間 （午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分）	全日 （午前 9 時 ～午後 9 時 3 0 分）
[略]						
栄公 民館	<u>スタジオ</u>	[略]				
	<u>プレイ ルーム</u>					
	[略]					
	研修室	<u>1, 0 4 0</u>	<u>6 2 0</u>	<u>6 2 0</u>	<u>1, 4 6 0</u>	<u>2, 9 3 0</u>
[略]						
備考 [略]						

改		正				前	
別表（第 8 条、第 1 5 条関係）							
施設名		使用料（単位 円）					
		午前 （午前 9 時 ～正午）	午後 1 （午後 1 時 ～午後 3 時）	午後 2 （午後 3 時 3 0 分～午 後 5 時 3 0 分）	夜間 （午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分）	全日 （午前 9 時 ～午後 9 時 3 0 分）	
[略]							
栄公 民館	<u>会議室兼 軽体育室</u>	[略]					
	<u>児童室</u>						
	[略]						
	研修室	<u>8 3 0</u>	<u>5 2 0</u>	<u>5 2 0</u>	<u>1, 2 5 0</u>	<u>2, 5 1 0</u>	
[略]							
備考 [略]							

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の新座市立公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市立栄公民館の会議室兼軽体育室及び児童室の名称を変更し、研修室の使用料を改めたいので、この案を提出するものである。